

人事行政の運営等の状況の報告(令和5年度)

「地方公務員法」及び「船橋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、令和5年度の人事行政の運営等の状況について公表します。

この公表は令和6年12月1日号の広報紙に一部掲載していますが、ここでは紙面の都合で広報紙に掲載できなかったものも含めて掲載しています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

職員の任用のうち、新規採用の場合は原則として競争試験により、また、昇任については選考により行っています。

(1) 職員数の状況(令和6年4月1日現在 単位:人)

区分	市長部局	消防局	教育委員会	病院局	その他	計	
							女性
常勤職員	2,980	682	500	894	56	5,112	2,408
再任用短時間勤務職員	73	18	13	6	1	111	48

※ 常勤職員には暫定再任用フルタイム勤務職員を含みます。(②も同様)

※ 再任用短時間勤務職員は、暫定再任用短時間勤務職員と定年前再任用短時間勤務職員です。(②も同様)

※ 「その他」は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局の職員です。

※ 女性はすべて内数です。(以下の表も同様)

※ 等級及び職制上の段階ごとの職員数については、市のHPで別途公表しています。

「トップページ→市政・市の紹介→人事・職員募集→人事制度→等級及び職制上の段階ごとの職員数の公表について」

(2) 任免の状況

① 常勤職員 (単位:人)

区分	採用者数				退職者数(令和5年度)					計		
	令和5年度		令和6年4月1日		定年退職	早期退職	自己都合その他		計			
	女性		女性				女性	女性			女性	
一般行政職	139	55	131	77	0	0	-	-	90	44	90	44
医師	45	15	33	9	3	1	-	-	37	8	40	9
医療技術職	20	10	13	9	0	0	-	-	12	8	12	8
看護保健職	58	53	59	59	1	1	-	-	45	40	46	41
技能労務職	15	6	0	0	0	0	-	-	6	5	6	5
消防職	23	2	56	7	0	0	-	-	27	0	27	0
教育職	30	12	29	11	0	0	-	-	24	8	24	8
計	330	153	321	172	4	2	-	-	241	113	245	115

② 再任用短時間勤務職員 (単位:人)

区分	採用者数				退職者数(令和5年度)		
	令和5年度		令和6年4月1日		自己都合その他	計	
	女性		女性				女性
一般行政職	6	2	8	4	33	11	
医師	0	0	0	0	0	0	
医療技術職	0	0	2	2	1	1	
看護保健職	1	1	1	1	0	0	
技能労務職	5	5	0	0	12	5	
消防職	1	0	0	0	12	1	
教育職	0	0	0	0	1	0	
計	13	8	11	7	59	18	

※ 退職者数には任期満了による退職を含みます。(②の表も同様)

※ 令和5年度は早期退職者の募集は行っておりません。

【用語解説】

- 暫定再任用： 本市の定年退職者等のうち、令和 5 年度から令和 13 年度まで、職員の定年年齢が 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられる間に、1 年間の任期を定めて任用される職員です。勤務形態として、短時間勤務(週 3 日勤務)とフルタイム勤務(週 5 日勤務)があります。
- 定年前再任用： 令和 5 年 4 月 1 日以降に、60 歳に達した日(60 歳の誕生日の前日)以後、定年前に退職した者で、再任用の日から定年退職相当日までを任期として任用される職員です。勤務形態としては、短時間勤務(週 3 日勤務)となります。
- 一般行政職： 具体的な職種は、一般事務、査察指導員、学校事務、学校司書、考古、学芸員、司書、医療事務、医療社会福祉士、心理、土木、建築、電気、機械、化学、農林水産、保育士、社会福祉士、社会教育主事、介護支援専門員です。
- 医師： 具体的な職種は、医師、歯科医師です。
- 医療技術職： 具体的な職種は、薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、物理療法士、歯科衛生士、視能訓練士、医学物理士です。
- 看護保健職： 具体的な職種は、看護師、助産師、保健師です。
- 技能労務職： 具体的な職種は、一般技能員、運転手、作業員、用務員、介助員、給食調理員、理科実験事務員、事務補助員です。
- 消防職： 具体的な職種は、消防員、消防事務です。
- 教育職： 具体的な職種は、教育指導員、指導主事、教員、養護教員、実習助手です。
- 定年退職： 医師及び歯科医師は 65 歳、その他の職員は令和 4 年度までは 60 歳(令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられ、令和 13 年度からは 65 歳)に達した日以後の最初の 3 月 31 日に退職することをいいます。
- 早期退職： 早期退職募集制度に応募し認定された職員(45 歳以上 59 歳以下)が年度末の 3 月 31 日に退職することをいいます。

(3)昇任者数 (単位:人)

区 分	令和4年度		令和5年度		増減(R5-R4)	
	女性		女性		女性	
部長級	2	0	8	1	6	1
次長級・課長級	16	1	32	3	16	2
課長補佐級	34	5	50	16	16	11
主査級	73	18	74	22	1	4
係長級	82	34	95	42	13	8
主任ほか係員	285	124	283	132	▲ 2	8
行政職給料表(1)	492	182	542	216	50	34
行政職給料表(2)	12	3	16	1	4	▲ 2
医療職給料表(1)	0	0	0	0	0	0
医療職給料表(2)	4	3	3	3	▲ 1	0
教育職給料表	0	0	0	0	0	0
部長級	0	0	0	0	0	0
次長級・課長級	0	0	2	1	2	1
課長補佐級	0	0	2	0	2	0
主査級	3	0	2	0	▲ 1	0
係長級	1	0	3	0	2	0
主任ほか係員	3	1	4	3	1	2
企業行政職給料表(1)	7	1	13	4	6	3
企業医療職給料表(1)	8	1	2	0	▲ 6	▲ 1
企業医療職給料表(2)	13	6	17	9	4	3
企業医療職給料表(3)	52	46	57	50	5	4
計	588	242	650	283	62	41

【用語解説】

部長級	行政職給料表(1)及び企業行政職給料表(1)の8級職で、局長、部長等です。
次長・課長級	行政職給料表(1)及び企業行政職給料表(1)の7級職で、次長、課長、主幹等です。
課長補佐級	行政職給料表(1)及び企業行政職給料表(1)の6級職で、課長補佐、副主任等です。
主査級	行政職給料表(1)及び企業行政職給料表(1)の5級職です。
係長級	行政職給料表(1)及び企業行政職給料表(1)の4級職で、係長、副主査等です。
主任ほか係員	行政職給料表(1)及び企業行政職給料表(1)の1～3級職で、主任主事、主事等です。
行政職給料表(1)	一般行政職、消防員などに適用する給料表です。
行政職給料表(2)	技能労務職に適用する給料表です。
医療職給料表(1)	保健所に勤務する医師に適用する給料表です。
医療職給料表(2)	看護専門学校に勤務する看護保健職に適用する給料表です。
教育職給料表	市立高校、特別支援学校高等部に勤務する教員等に適用する給料表です。
企業行政職給料表(1)	医療センターに勤務する一般行政職に適用する給料表です。
企業医療職給料表(1)	医療センターに勤務する医師に適用する給料表です。
企業医療職給料表(2)	医療センターに勤務する医療技術職に適用する給料表です。
企業医療職給料表(3)	医療センターに勤務する看護保健職に適用する給料表です。

2 職員の人事評価の状況

「地方公務員法」により、職員の執務については、定期的に人事評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされ、平成 28 年度から能力評価及び業績評価による人事評価を実施しています。

能力評価:職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力の評価

業績評価:職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績の評価

3 職員の給与の状況

市ホームページの「トップページ→市政・市の紹介→人事・職員募集→人事制度→「船橋市職員の給与などを公表します」」をご参照ください。

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況、休業に関する状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に定めています。

(1)勤務時間の状況(令和5年度)

1日の勤務時間	1週間の勤務時間	勤務時間等		
		始業時間	終業時間	休憩時間
7時間45分	38時間45分	午前8時45分	午後5時15分	午後0時15分から 午後1時

※ 職場、職種又は勤務形態によって、上記と異なることがあります。

(2) 年次有給休暇取得状況(令和5年度 単位:日)

平均取得日数
14.1

※ 1年度につき、20日付与される休暇です。

(3) 休暇・休業制度等の概要(令和5年度)

休暇等の種類(主なもの)	要件等
特別休暇	
結婚休暇	職員が結婚する場合
産前休暇	8週間以内(多胎妊娠の場合は14週間以内)に出産を予定する場合
産後休暇	女性職員が出産した場合
育児時間	生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育をする場合
配偶者の出産に係る休暇	配偶者が出産する場合の入院の付添い等を行う場合
子の看護休暇	小学校6年生までの子等の看護をする場合
出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合
夏季休暇	夏季の盆等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実等を図る場合
公務災害・通勤災害療養 休暇	公務上の負傷・疾病、通勤による負傷・疾病の療養のため勤務しないことがやむを得ない場合
病気休暇	負傷・疾病の療養のため勤務しないことがやむを得ない場合
介護休暇	負傷・疾病・高齢により、日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合
育児休業	子が3歳に達するまで、その子を養育するための休業
部分休業	小学校就学前の子を養育するための勤務時間の一部の休業
自己啓発等休業	職員に自己啓発及び国際交流の機会を提供することを目的として、大学等課程の履修や国際貢献活動のための休業
配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者に同行し、外国において生活するための休業

(4) 介護休暇の取得状況(令和5年度 単位:人)

区分	介護休暇取得者数
男性	1
女性	1
計	2

(5) 育児休業等の取得状況(令和5年度 単位:人)

区分	令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数
男性	132	88	15	0
女性	111	111	117	13
計	243	199	132	13

【用語解説】

育児短時間勤務：「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき、小学校就学前の子を養育するため、いくつかある勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度です。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和5年度)

職員の分限及び懲戒処分については、「船橋市職員の分限等の手続及び効果に関する条例」に基づき、公正に行っています。

なお、懲戒処分については、処分に該当するような事案を船橋市職員懲戒等審査会に諮問し、同審査会からの答申を受けて行っています。

(単位:人)

分限処分					懲戒処分					訓告等
免職	降任	休職	降給	合計	免職	停職	減給	戒告	合計	
0	0	126	0	126	2	0	1	1	4	4

【用語解説】

分限処分：勤務成績が良くない場合等、法律又は条例に定める一定の事由により、公務能率の維持並びに適正な運営の確保を目的として行う処分です。

懲戒処分：法令に違反した等職員の非違行為があった場合に法律に定める一定の事由により、職場の秩序を維持し、回復を図るために行う処分です。

免職：職員の身分を失わせる処分です。

降任：職員を下位の職に任命する処分です。

休職：職員の身分を保有させたまま一定期間職務に従事させない処分です。心身の故障により休職処分とされた場合、1年経過後は無給となります。

降給：職員が現に決定されている給料の額よりも低い額の給料に決定する処分です。

停職：職員を懲罰として職務に従事させない処分です。停職期間中は無給となります。

減給：一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分です。

戒告：職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分です。

訓告等：訓告、厳重注意などがあり、職員の将来を戒める行為をいいます。

6 職員のサービスの状況

職員が基本的に守るべき規律や義務について、「地方公務員法」に「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」、「信用失墜行為の禁止」、「秘密を守る義務」、「職務に専念する義務」等が定められています。

船橋市では、コンプライアンスに関する研修の実施や、必要の都度機会を捉えて、綱紀の保持について周知・徹底しております。

7 職員の退職管理の状況

市職員を退職した後、営利企業等に再就職した元職員による現職職員への働きかけを規制することにより、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼確保を図ります。

課長相当以上の職にあった者が離職後2年以内に営利企業等に再就職した場合は、市に再就職の状況を届け出ることが義務付けられています。

再就職状況(令和6年8月31日現在)

退職年度	再就職先		
	民間企業	公益財団法人等	その他
令和4年度	2	6	6
令和5年度	3	5	3

※ 元職員が2か所以上に再就職した場合、再就職先の箇所数を計上しています。

8 職員の研修の状況

職員研修を通して人材育成を行っています。

(令和5年度 単位:回、人)

区分	研修名	回数	受講者数
自己研修	職員資格取得支援、自主研究グループ研修、研修教材の貸出 他	7	94
職場研修	育児休業者復帰支援研修 他	116	1,907
基本研修	新規採用職員研修、採用2年目研修、採用3年目研修、チューター研修、主任研修、新任リーダー研修、2年目リーダー研修、人事評価研修(新任一次・二次評価者向け)、新任課長補佐等研修、課長研修、新任局部長職・新任課長職セミナー、60歳からの働き方研修 他	70	1,612
特別研修	OA研修、ダイバーシティ研修(LGBT職員研修)、SDGs研修、普通救命講習、行政実務講座(財政、契約、会計)、窓口・電話対応力向上研修、クレーム対応研修、レジリエンス研修、仕事と家庭の両立セミナー、情報分析能力向上研修、法律基礎研修、タイムマネジメント研修、文章作成能力向上研修、ハラスメント防止研修、管理職のためのマネジメント能力向上研修、発想力向上研修、管理監督職セミナー 他	160	6,727
派遣研修	自治大学校派遣研修、市町村職員中央研修所派遣研修、千葉県自治研修センター派遣研修、全国建設研修センター派遣研修、環境省環境調査研修所派遣研修、国土交通大学校派遣研修、安全運転中央研修所派遣研修、長期実務派遣研修 他	18	156

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生制度に関すること

① 千葉県市町村職員共済組合、公立学校共済組合

職員の掛金と市町村等の負担金により、健康保険に相当する短期給付事業、厚生年金保険に該当する長期給付事業、貸付事業等の福祉事業の運営を行っています。

② 千葉県市町村職員互助会

職員の福祉を行う千葉県市町村職員共済組合の補完組織として、会員掛金及び県内市町村等の負担金により各種事業等を行っています。主な事業としては、出産費助成、介護休暇助成などの福祉推進事業です。

(2) 職員の健康管理に関すること

各種健康診断やストレスチェックなどを通じて、職員の健康増進に係る事業を行っています。

区分	内容等
一般健康診断	雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者健康診断等を行っています。
特殊健康診断	石綿健康診断、有機溶剤健康診断、電離放射線健康診断等を行っています。
ストレスチェック	メンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックを実施しています。

(3) 公務災害に関すること

勤務中に災害にあった場合は公務災害補償制度により補償されています。

公務災害の発生件数 (単位:件)

区分	公務災害	通勤災害
令和4年度	41	8
令和5年度	45	17
増減(R5-R4)	4	9

【用語解説】

公務災害: 職員が公務遂行中に、公務に内在する危険が起因して生じた災害(負傷、疾病、障害又は死亡)をいいます。

通勤災害: 職員が通勤に起因する災害(負傷、疾病、障害又は死亡)をいいます。

(4) 職員の利益の保護に関すること

公平委員会への勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求については、「11.公平委員会の業務の状況」のとおりです。

10 その他市長が必要があると認める事項

(1) 職員採用試験の状況について(令和5年度)

職員採用試験を実施し、職員の採用を行っています。

① 市長事務局

試験区分	試験科目			申込者数	受験者数	最終合格者数	最終倍率		
	一次	二次	三次						
上級一般行政A	教養試験 専門試験	適性検査 集団討論 集団面接	個別面接 身体検査	146	116	33	3.52		
上級一般行政B	教養試験			323	268	50	5.36		
社会福祉士	教養試験 専門試験 適性検査	集団討論 個別面接 身体検査	個別面接 身体検査	17	15	10	1.50		
社会福祉士(二次募集)				11	7	2	3.50		
保健師				8	7	4	1.75		
保健師(職務経験者)	専門試験 適性検査	個別面接 身体検査	個別面接 身体検査	12	9	5	1.80		
上級土木				15	13	9	1.44		
上級土木(職務経験者)		プレゼンテーション 個別面接 身体検査		10	8	2	4.00		
上級建築		個別面接 身体検査		7	3	3	1.00		
上級建築(二次募集)				2	1	1	1.00		
上級電気				8	7	2	3.50		
上級電気(二次募集)				7	4	4	1.00		
上級機械				5	2	1	2.00		
上級機械(二次募集)				2	2	0	-		
上級化学				3	2	2	1.00		
上級農林水産(農業)				11	7	2	3.50		
上級農林水産(水産)				8	7	1	7.00		
心理				教養試験 専門試験 適性検査	個別面接 身体検査	15	12	6	2.00
心理(二次募集)						18	13	2	6.50
初級一般行政				教養試験 小論文 適性検査	集団討論 実技試験 個別面接 身体検査	個別面接 身体検査	65	59	12
保育士	専門試験 適性検査		120	96			44	2.18	
栄養士	教養試験 専門試験 適性検査	個別面接 身体検査	個別面接 身体検査	27	23	4	5.75		
看護師				4	3	3	1.00		
作業療法士				専門試験 適性検査	6	6	3	2.00	
初級一般行政(障害者)	教養選考 適性検査 面接選考 身体検査			22	17	3	5.67		

※ 最終倍率は第一次試験受験者に対する最終合格者の比率です。(以下の表も同様)

② 消防局

試験区分	試験科目			申込者数	受験者数	最終合格者数	最終倍率
	一次	二次	三次				
消防吏員	教養試験 適正審査 体力検査	口述試験 健康検査		235	174	73	2.38

③ 病院局

試験区分	試験科目			申込者数	受験者数	最終合格者数	最終倍率
	一次	二次	三次				
看護職 (看護師・助産師)	小論文試験 面接試験 健康診断	面接試験		61	59	52	1.13
言語聴覚士				4	4	2	2.00
理学療法士				4	4	1	4.00
診療放射線技師				16	15	2	7.50
看護職 (看護師・助産師) 第2回				6	5	4	1.25
作業療法士				1	1	0	-
臨床検査技師				9	9	3	3.00
臨床工学技士				11	11	2	5.50
医療事務				3	3	1	3.00
作業療法士 第2回				3	3	1	3.00

(2) 障害者雇用の状況について

「船橋市障害者活躍推進計画」を策定し、障害者の雇用に推進しています。

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率の状況

(令和5年6月1日現在)

区分	雇用率	(参考)法定雇用率
市長事務局	2.86	2.60
教育委員会事務局	2.90	2.50
病院局	1.95	2.60

(3) 公益通報(内部通報)の状況について(令和5年度)

職員等からの通報の保護を図り、もって本市の法令遵守を推進することを目的として、公益通報制度を導入しています。

通報件数	件数	
	うち受理件数	うち不受理件数
0	0	0

11 公平委員会の業務の状況(令和5年度)

地方公務員法及び船橋市公平委員会設置条例により設置し、職員の勤務条件に関する措置の要求等の審査等を行っています。

区分	件数	
	措置要求件数	処理件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0	0
不利益処分に関する審査請求の状況	申立て件数 0	処理件数 0
苦情の処理の状況	苦情件数 2	処理件数 3